

自然公園等施設災害復旧事業費補助金実施要領

第1 補助対象となる災害の範囲

自然公園等施設災害復旧事業費補助金で補助対象となる「災害」は、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害であって、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発351号）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものとする。

第2 補助事業等

（1）補助事業の範囲

補助事業の範囲は、都道府県が行う事業又は市町村が行う事業に対し都道府県が補助する事業であって、国立公園、国定公園及び長距離自然歩道（環境省自然環境局長の定める長距離自然歩道整備計画（平成15年3月31日以前に環境大臣が定めたものを含む。）に基づく歩道）における別表1に掲げる施設（以下「自然公園等施設」という。）の災害復旧事業（国立公園又は国定公園については、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第6号に定める公園事業として実施するものに限る。）とする。ただし、道路法（昭和27年法律第180号）による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、補助対象としない。

（2）補助対象経費等

補助対象となる経費、区分及び各費目の内容は、別表2を適用する。ただし、当該区分に係る実支出額が別表2の算定基準による算出額より少ないとときはその実支出額とする。

（3）補助対象から除外されるもの

補助対象から除外される事業については次のとおりである。

- ① 1箇所の災害復旧事業に要する経費が別表1の限度額欄に掲げる金額未満のもの
- ② 事務所、倉庫、公舎等の施設
- ③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの
- ④ 維持工事とみられるもの
- ⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
- ⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ⑦ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

（4）他の災害復旧事業との調整

河川、道路等公共土木施設等に隣接する自然公園等施設の災害復旧事業を行う場合は、公共土木施設災害復旧事業等と混同しないこと。

（5）その他

災害復旧事業の適正な実施のため、災害による被害であるものか、維持管理上の補修改修等の時期にきていたものの判断がつくよう財産管理台帳等を常備し記録しておくこと。

第3 被害状況の報告

- (1) 都道府県は、市町村が設置した自然公園等施設を含め、被害状況を把握し、その被害の概況、被害額、その他参考となる事項について、別紙様式を作成の上、環境大臣あてに速やかに提出するものとする。
- (2) 災害復旧見込額の算出にあたっては、正確にかつ速やかに行うものとし、報告後から実地調査の前までの間においてその金額に変更が生じた場合は直ちにその旨を別紙様式により報告するものとする。

第4 被害状況の実地調査

環境省は、第3による報告について、本要領に定めるもののほか、環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日蔵計第2150号）により実地調査を行い、国庫補助対象額を算定するものとする。

第5 事業計画の変更に伴う事前協議

自然公園等施設災害復旧事業の実施に際して、交付申請書の事業計画を変更する場合には、次に掲げるとおりとする。

① 事業費の増及び30%を超える減

環境省と事前協議の上、変更交付申請の手続きを行うこと。ただし、第4で実施した実地調査時において必要性を認められずに補助対象外となった事業、実地調査時に申請のなかった事業内容の追加等の変更については原則として認められない。

② 事業費の30%以下の減

環境省との事前協議は不要であり、事業実績報告において、減となった事由を報告書に付記すること。

③ 事業費の変更なし

環境省との事前協議は不要。

第6 電子情報処理組織による申請等

都道府県は、第3（1）の規定に基づく被害状況の報告については、電子情報処理組織を使用する方法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第26条の2及び第26条の3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

第7 電子情報処理組織による通知等

環境大臣は、第6の規定により行われた被害状況の報告に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省自然環境局自然環境整備課長が別途定める。

(附則)

この要領は令和8年1月13日から施行する。

(別表 1)

施 設 名	限 度 額
自然公園等施設	
道路（車道、自転車道、歩道）	400 千円
橋	
広場	
園地	
避難小屋	
休憩所	
野営場	
駐車場	
桟橋	
給水施設	それぞれの施設ごとに 1,200 千円
排水施設	
公衆便所	
博物展示施設	
植生復元施設	
動物繁殖施設	
砂防施設	
防火施設	
自然再生施設	

(注) 上記にかかる付帯施設を含む。

(別表2)

1 区分	2 費目	3 算定基準	4 内容																												
工事費			「工事費」とは、工事費、測量設計費、用地費及補償費、機械器具費、営繕費並びにこれらに対応する消費税等相当額の合計額をいう。																												
	本工事費	自然公園等工事（造園・土木工事）については「自然公園等工事積算基準（自然公園編）（平成16年3月17日付環自整発第04317001号）」を、建築工事及び電気設備工事、機械設備工事については「官庁営繕関係統一基準（国土交通省）」を適用する。ただし、同基準によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、実情に即して別途基準により算出することを妨げないものとする。	「本工事費」とは、事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な準備工を含む。）及び本工事に伴う附帯工事（附帯工事に必要な準備工を含む。）の施工に必要な経費であり、諸経費（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）を含む。																												
	諸経費 (共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等)	直接工事費の100分の15以内又は土木工事積算基準、建築工事積算基準若しくは森林整備保全事業積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の率	「土木工事積算基準、建築工事積算基準若しくは森林整備保全事業積算基準」とは、国土交通省又は林野庁が定める工事に関する積算基準をいう。																												
	測量設計費	直接必要とする額	「測量設計費」とは、交付対象事業者が工事を施工するために必要な調査、測量設計及び試験に要する経費をいう。 交付対象事業者が直接、調査、測量及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費及び労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、設計及び試験を施行する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。																												
	用地費及補償費	直接必要とする額	「用地費及補償費」とは、交付対象事業に必要な最小限度の用地の取得に要する費用及び工事の施工によって生じた土地、家屋若しくは立木その他の財産権の侵害による損失又は物件の移転に伴う損失等に要する補償のための費用（補償金にかえ、直接施工する補償工事に要する費用を含む。）																												
	機械器具費	直接必要とする額	「機械器具費」とは、交付対象事業者が直営により工事を施工する場合において工事施工に直接必要な土工用、建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。ただし、当該機械器具が工事期間を超えて使用できるものは損料とし、購入費には算入しないものとする。																												
	営繕費	直接必要とする額	「営繕費」とは、交付対象事業者が工事施工に当たって、工事期間中のみ必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舎等の損料、移転料及び修繕料をいい、大規模工事又は工事現場が遠隔地等の理由で交付対象事業者が工事施工を監督するために、これらの施設を特に必要とする場合に限るものとする。																												
	消費税相当額	本工事費、附帯工事費、測量設計費、用地費及補償費、機械器具費、及び営繕費にかかる消費税及び地方消費税相当額の合計額とする。																													
事務費	旅費 宿費	事業費を次に掲げる額に区分してそれぞれの率を乗じて得た額（区分ごとに千円未満切捨て）の合計額の範囲内とする。	「事務費」とは、交付対象事業者が事業実施に伴う事務処理に直接必要とする旅費、宿費及び工事現場事務所又は出先機関において、必要とする旅費、宿費、並びにこれらにかかる消費税相当額の合計額をいい、旅費とは報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費及び食糧費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及賃借料、備品購入費等をいう。（ただし、報酬、給料、職員手当等、共済費については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年5月17日法律第29号）に規定されている会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3,000万円以下の金額に対して</td> <td>7.00%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>3,000万円を超える5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.50%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>5,000万円を超える1億円以下の金額に対して</td> <td>5.50%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1億円を超える3億円以下の金額に対して</td> <td>4.50%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>3億円を超える5億円以下の金額に対して</td> <td>3.50%</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>5億円を超える10億円以下の金額に対して</td> <td>2.50%</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>10億円を超える20億円以下の金額に対して</td> <td>2.00%</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>20億円を超える30億円以下の金額に対して</td> <td>1.00%</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>30億円を超える金額に対して</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	3,000万円以下の金額に対して	7.00%	2	3,000万円を超える5,000万円以下の金額に対して	6.50%	3	5,000万円を超える1億円以下の金額に対して	5.50%	4	1億円を超える3億円以下の金額に対して	4.50%	5	3億円を超える5億円以下の金額に対して	3.50%	6	5億円を超える10億円以下の金額に対して	2.50%	7	10億円を超える20億円以下の金額に対して	2.00%	8	20億円を超える30億円以下の金額に対して	1.00%	9	30億円を超える金額に対して
号	区分	率																													
1	3,000万円以下の金額に対して	7.00%																													
2	3,000万円を超える5,000万円以下の金額に対して	6.50%																													
3	5,000万円を超える1億円以下の金額に対して	5.50%																													
4	1億円を超える3億円以下の金額に対して	4.50%																													
5	3億円を超える5億円以下の金額に対して	3.50%																													
6	5億円を超える10億円以下の金額に対して	2.50%																													
7	10億円を超える20億円以下の金額に対して	2.00%																													
8	20億円を超える30億円以下の金額に対して	1.00%																													
9	30億円を超える金額に対して	0.50%																													